

長期計画「区民アンケート」に協力を 20歳以上の区民3,000人に調査票を送付

区では、平成22～31年度までの10か年における江東区のまちづくりと区政運営の具体的指針となる「江東区長期計画」を策定しました。計画では、教育や福祉、環境などの各施策における目標の達成度合いを測るための「成果指標」を設定することで、計画の進捗状況を数値で把握し、区の現状が目標に向かって進んでいるか評価を行っています。この成果指標の現状値を把握するため、区民の皆さま

食品衛生監視指導計画(案)

食の安全・安心を確保するためにご意見募集

平成26年度江東区食品衛生監視指導計画(案)を公表し、区民、事業者の皆さまのご意見をいただき最終決定します。

平成26年度江東区食品衛生監視指導計画(案) 要約

【目的】
区民の健康を確保するために食品衛生法に基づいた監視指導を実施して食生活の安全を確保します。

【監視指導】

保育園、学校、社会福祉施設などの集団給食施設や弁当調理施設など重点監視施設を決めて立ち入り検査を実施します。特に全国的に多発しているノロウイルス食中毒とカンピロバクター食中毒の防止対策を強化します。また、アニサキスなどの寄

税理士による無料申告相談

小規模納税者に確定申告の相談や申告書作成をアドバイス

税理士が小規模納税者を対象として所得税および消費税の確定申告の相談と作成のアドバイスを行います。ただし、譲渡所得(土地・建物および株式などの譲渡)のある方や、所得金額または収入金額が高額な方、また、相談内容が複雑な方は、税理士による有料相談を受けていただきます。

食の安全・安心のための事業

情報提供

食品衛生に関する情報を区報でお知らせし、定期的に食品衛生ニュースを発行します。

意見募集期限

この計画(案)の詳細は、保健所窓口およびホームページで閲覧できます。皆さまからのご意見は、最終決定の参考とさせていただきます。

意見・情報提供先

郵送・ファクスまたは区ホームページから〒135-0016 東陽2-1-11 保健所生活衛生課食の安全係へ
☎(3647)5812
FAX(3615)7171

開催日	時間	会場	担当
1/30(木)・31(金)、 2/6(木)・7(金)	9:30~12:00 (受付11:30まで) 13:00~16:00 (受付15:30まで)	富岡区民館3階ホール または2階洋室 (富岡1-16-12)	東京税理士会 江東西支部 ☎3633-3585
2/3(月)・4(火)・ 12(水)・14(金)		豊洲文化センター1階 第5・6会議室(豊洲2-2-18)	東京税理士会 江東東支部 ☎3681-3722
2/6(木)・7(金)	総合区民センター6階 サブ・レクホール (大島4-5-1)	東京税理士会 江東西・東支部	
2/12(水)~14(金)	砂町区民館3階タウン ホール(北砂4-7-3)		
2/17(月)~3/17(月) (土・日曜を除く)	9:00~16:30	江東区文化センター 2階臨時窓口 (東陽4-11-3)	東京税理士会 江東西・東支部

ただか、税務署で指導を受けてください。会場が混雑する場合には、受付を早めに締め切る場合がありますので、なるべくお早めにお越しください。
※今年度は、三税共同申告相談を実施しないため、当税理士による無料申告相談をご利用いただきますようお願いいたします
※確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます
※区課税課 ☎(3647)800112

納税は納期内に自主納付を 第四期は1月31日(金)期限 年間約750万円が督促状発送費用に

特別区民税・都民税の納税方法は、普通徴収と特別徴収の2つがあります。普通徴収の場合、納税者が区から送った納付書を用いて通常年4回に分けて納税します。特別徴収の場合、給与の支払者が給与から税金を引き落とすとして納入します。いずれも納税義務者が自主的に納付していただくことが原則です。

普通徴収の未納者が2割超

納税義務者約25万人のうち、65%の約16万人が特別徴収(給与天引き)により納入されており、残り35%の約9万人の方が普通徴収により、納付書等で自

平成25年度1期普通徴収督促費用

納税義務者(普通徴収)	87,000人
未納者(督促発送対象者)	20,290人
督促により納付した者	10,150人
督促費用	170万円

差し押さえ財産を売却 テレビ・ゴルフクラブなど 入札受付1/30(木)まで

家宅捜索等により差し押さえた動産の期間入札方式での公売を「冬の掘出し」と銘打って実施します。今回公売するのは、52型薄型テレビ、ゴルフクラブ、DVDソフト等です。期間中、公売財産の写真等を展示し、入札を受け付けます。
区では、税を納付している大多数の方と滞納者との間に不公平が生じないように、滞納整理に取り組んでいます。
※公売は予告なく中止になることがあります。



平成25年度1期分については、督促状の発送により、およそ1万人の方が納付していますので、納期内に自主納付していただくことで、督促費用を圧縮することが可能となります。
なお、1期督促発後後も、納付が確認できない方については、電話による納付案内や訪問徴収、催告発送、差押処分等を行います。未納解消に努めています。

納期内に納税を

普通徴収の第四期納期限は、1月31日(金)です。区では、納税者が納期内に納税しやすい環境を整えています。今年4月からはインターネットバンキングやATM、クレジットカードで納付が可能な納付方法も準備しており、ますます便利になります。

納税課課税納推進係

今後とも納期内の納税にご理解とご協力をお願いします。
☎(3647)2063

数字で防災情報 ⑩ 130万人以上

この数字は、東日本大震災における、各市町村に設置された災害ボランティアセンターを經由してボランティア活動をされた方の延べ人数です。
平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、各種のボランティア活動や自主的な防災活動の重要性が広く認識され、現在も東日本大震災の被災地ではボランティア活動が続いています。災害時には、近隣の皆さんと協力して、地域を守る「共助」が重要になります。日ごろから地域の防災活動に参加しましょう。
☎ 防災課災害対策係 3647-9587